

## 第19期 決算公告

平成19年7月1日

愛知県常滑市鯉江本町5丁目1番地  
株式会社アーストン  
代表取締役 大貫 徹

### 貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>1,352,618</b>	<b>流動負債</b>	<b>648,111</b>
現金及び預金	76,580	支払手形	243,800
受取手形	310,285	買掛金	147,889
売掛金	200,234	1年内返済長期借入金	198,800
商品	615,988	未払金	19,584
製品	82,641	未払費用	7,622
原材料	62,098	未払法人税等	964
貯蔵品	8,385	前受金	6,540
仕掛品	1,952	預り金	3,076
その他の流動資産	5,041	賞与引当金	19,832
貸倒引当金	△ 10,590	<b>固定負債</b>	<b>1,227,678</b>
<b>固定資産</b>	<b>57,620</b>	長期借入金	1,177,600
<b>有形固定資産</b>	<b>54,646</b>	退職給付引当金	39,126
建物	16,633	預り保証金	10,952
構築物	7,392	<b>負債合計</b>	<b>1,875,789</b>
機械及び装置	24,765	(純資産の部)	
車輜運搬具	43	<b>株主資本</b>	<b>△ 465,550</b>
工具器具備品	5,810	資本金	30,000
<b>無形固定資産</b>	<b>618</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>△ 495,550</b>
電話加入権	618	その他利益剰余金	△ 495,550
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,356</b>	繰越利益剰余金	△ 495,550
破産更正債権等	17,674	<b>純資産合計</b>	<b>△ 465,550</b>
差入保証金	2,356	<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,410,238</b>
たなあげ債権	904		
貸倒引当金	△ 18,579		
<b>資産合計</b>	<b>1,410,238</b>		

(注)

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 1. 重要な会計方針に係る事項

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対する賞与等の支払いに備えるため、主として支給見込額基準による見積額を計上しております。

#### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末に在籍する従業員の期末時点の自己都合退職要支給額、及び、平成19年9月30日に予定しております株式会社DINAONEへの転籍予定者(11名)に対する支払見込額を計上しています。

### (4) その他計算書類の作成の為の基本となる重要な事項

#### ① リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認めるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### ② 消費税等の会計処理

税抜方式で行っております。

### (5) 会計方針の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、純資産の部と同様であります。

## 2. 税効果に関する注記

債務超過の状況が長期にわたっており且つ短期間に当該状況の解消が見込まれないため、繰延税金資産の回収可能性は無いものと判断し、繰延税金資産の全額取り崩しを行っております。